

○山梨県警察「県民の期待と信頼に応える強い警察」推進委員会設置要領

〔平成31年4月1日〕
〔例規甲（務企）第55号〕

第1 趣旨

「県民の期待と信頼に応える強い警察」を確立するためには、警察改革の精神を徹底し、非違事案の防止はもとより、治安情勢及び社会情勢の変化に的確に対処するための高い規律と士気を有する警察組織を構築し、第一線警察の機能を最大限に発揮できる環境整備が必要があることから、警察改革の精神の徹底のために実現すべき施策の推進と適正かつ合理的な組織運営を図るため、山梨県警察「県民の期待と信頼に応える強い警察」推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものである。

第2 推進事項

- 1 推進委員会は、次の事項を推進する。
 - (1) 警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営を推進するための事項
 - (2) 非違事案対策の高度化を推進するための事項
 - (3) 高い規律と士気を有する職場環境を確立するための事項
- 2 推進委員会は、前項に規定する施策の推進状況について報告を求めるとともに、見直しが必要な施策については、その推進方策等の改善を図る。

第3 構成

- 1 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 本部長

副委員長 警務部長

委員 総務室長、首席監察官、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、理事、警察学校長及び甲府警察署長
- 2 推進委員会の会議は、委員長が招集し、掌理する。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

第4 庶務

推進委員会の庶務は、警務部警務課において行う。